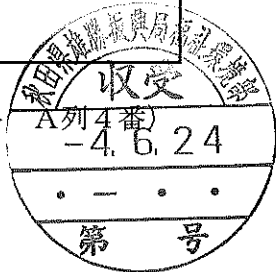


様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和4年 6月 24日	
秋田県知事 佐竹 敬久殿	
提出者 住 所 秋田県湯沢市愛宕町4-6-56 氏 名 アダマンド並木精密宝石株式会社 工場長 渋谷 道男 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0183-73-5121	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	アダマンド並木精密宝石株式会社 秋田湯沢工場
事業場の所在地	秋田県湯沢市愛宕町4-6-56
計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	ガラス製加工素材製造業 細分類番号 2113
②事業の規模	46.6億円
③従業員数	320人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	廃アルカリ→分別回収→[委託処理：中和・燃焼→一部再資源化・一部埋め立て] その他の汚泥→分別回収→[委託処理：乾燥→一部再資源化・一部埋め立て] 廃油→分別回収→[委託処理：燃焼・熱利用→一部再資源化・一部埋め立て] 廃プラスチック→分別回収→[委託処理：燃焼・熱利用→一部再資源化・一部埋め立て] 木くず→分別回収→[委託処理：粉砕→再資源化] ガラス陶磁器等くず→分別回収→[委託処理：粉砕→一部再資源化・一部埋め立て] 混合廃棄物→分別回収→[委託処理：粉砕→一部再資源化・一部埋め立て] 廃酸→分別回収→[委託処理：中和・燃焼→再資源化]

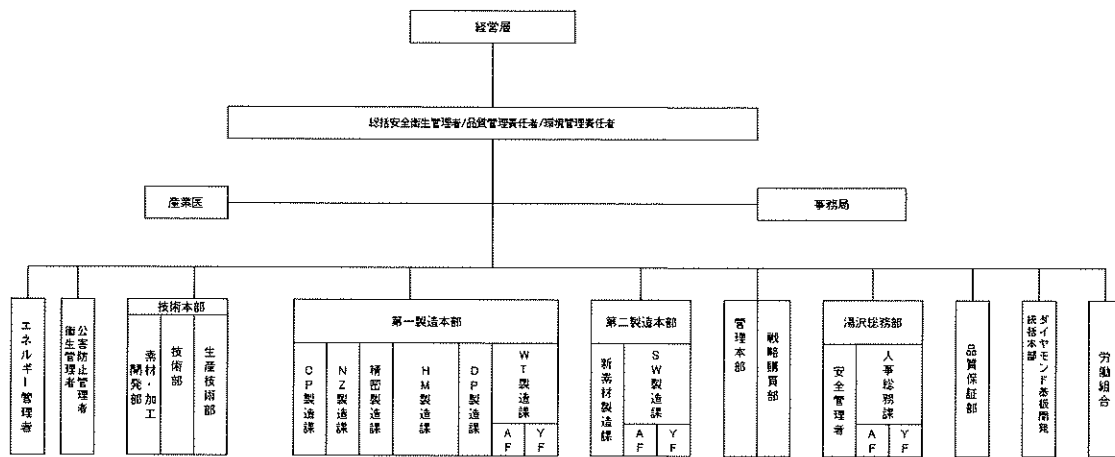
(日本工業規格



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	その他の汚泥
	排 出 量	821.8 t	311.6 t
	（これまでに実施した取組） 生産効率向上による廃棄物削減 再生利用可能な委託業者の選択 認定熱回収業者への処理委託 排水処理プロセスの最適化 工程集約化による廃棄物削減		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	その他の汚泥
	排 出 量	813.6 t	308.5 t
	（今後実施する予定の取組） 生産効率向上による廃棄物削減 再生利用可能な委託業者の選択 認定熱回収業者への処理委託 工程集約化による廃棄物削減		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 産廃・特管産廃・事業系一般廃棄物の仮置き場を区別。それぞれの仮置き場の中で廃棄物の種類により分別
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和 3 年度）実績】				
産業廃棄物の種類	金属くず	廃酸	廃油	廃プラスチック類
排 出 量	16.1 t	32.8 t	11.0 t	10.6 t
【目標】				
産業廃棄物の種類	金属くず	廃酸	廃油	廃プラスチック類
排 出 量	16.0 t	32.5 t	10.9 t	10.5 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和 3 年度）実績】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	燃焼物混合廃棄物 (紙、繊維、木屑等)	木くず	混合廃棄物 (廃プラスチック・金属くず)
排 出 量	12.6 t	1.1 t	1.5 t	2.0 t

【目標】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	燃焼物混合廃棄物 (紙、繊維、木屑等)	木くず	混合廃棄物 (廃プラスチック・金属くず)
排 出 量	12.5 t	1.1 t	0.3 t	0.9 t

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	その他の汚泥
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	その他の汚泥
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	その他の汚泥
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	76.3 t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	その他の汚泥
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	75.5 t
①現状	(これまでに実施した取組) 汚泥中間処理能力の向上		
②計画	(今後実施する予定の取組) 汚泥中間処理能力向上		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	その他の汚泥
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	その他の汚泥
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	その他の汚泥
	全処理委託量	821.8 t	235.3 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への 処理委託量	821.8 t	235.3 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】

産業廃棄物の種類	金属くず	廃酸	廃油	廃プラスチック
全処理委託量	16.1 t	32.8 t	11.0 t	10.6 t
優良認定処理業者への 処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への処理 委託量	16.1 t	32.8 t	11.0 t	10.6 t
認定熱回収業者への処 理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理 委託量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器くず	燃焼物混合廃棄物 (紙、繊維、木屑等)	木くず	混合廃棄物（プラスチック・金属くず）
全処理委託量	12.6 t	1.1 t	1.5 t	2.0 t
優良認定処理業者への 処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への処理 委託量	12.6 t	- t	- t	2.0 t
認定熱回収業者への処 理委託量	- t	1.1 t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理 委託量	- t	- t	- t	- t

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	その他の汚泥
	全 処 理 委 託 量	813.6 t	232.9 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	813.6 t	232.9 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

【目標】				
産業廃棄物の種類	金属くず	廃酸	廃油	廃プラスチック類
全 処 理 委 託 量	16.0 t	32.5 t	10.9 t	10.5 t
優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	16.0 t	32.5 t	10.9 t	10.5 t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

【目標】				
産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	燃焼物混合廃棄物 (紙、繊維、木屑等)	木くず	混合廃棄物 (廃プラスチック・金属くず)
全 処 理 委 託 量	12.46 t	1.06 t	0.30 t	0.90 t
優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	12.46 t	- t	- t	0.90 t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	1.06 t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。